



平成30年5月15日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉山 健博
(コード番号9042 東証第一部)
問合せ先 グループ経営企画室 広報部長 中西達也
(TEL. 06-6373-5092)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止） 並びに定款一部変更について

当社は、平成27年6月16日開催の第177回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を確保・向上させることを目的として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に関する議案が承認されたことに基づき、同日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本基本方針及び本プランは、いずれも、有効期間が上記第177回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされておりますので、平成30年6月13日開催予定の第180回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって、当該有効期間は満了することとなります。

当社は、本日開催の取締役会において、本株主総会の終結の時をもって、本基本方針及び本プランを継続せず廃止すること並びに本株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本基本方針及び本プランの廃止

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として本基本方針及び本プランを導入し、継続してまいりました。

しかしながら、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や買収防衛策を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化を注視しつつ、慎重に検討した結果、有効期間が満了する本株主総会の終結の時をもって本基本方針及び本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。なお、当社は、本基本方針及び本プランの有効期間満了後も、引き続き企業価値・株主の共同の利益の確保・向上に向けた取組を進めるとともに、当社株式について、大量取得行為を行い又は行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を、株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商

品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

本基本方針を更新せず廃止することといたしますので定款第17条の規定を削除し、
 条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会決議事項)</u></p> <p><u>第17条 本会社の株主総会においては、法令及び本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</u></p> <p><u>本会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p><u>本会社は、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 本会社株式の大量取得行為に関する対応策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p><u>(2) 本会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに本会社株式を交付することができること</u></p> <p><u>第1項及び第3項における「本会社株式の大量取得行為に関する対応策」とは、本会社が資金調達又は業務提携等の事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、「導入」とは、本会社株式の大量取得行為に関す</u></p>	<p><削除></p>

<p>る対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</p>	
<p>第18条～第39条 <条文の記載省略></p>	<p>第17条～第38条 <条数を繰り上げ、条文は現行どおり></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成30年6月13日
定款変更の効力発生予定日	平成30年6月13日

以上